

別表（第3条第3項関係）

支援対象事業等に応じた住宅再建経費及び加算支援金の額

支援 対象事業	支援 対象者	住宅再建経費及び加算支援金の額	被害の程度	加算支援金 の上限額
1 被災 住宅に代 わる住宅 の建替又 は購入	支援法支 援金を受 けること ができる 支援対象 者	支援対象者ごとの住宅再建経費（※）（建替又は購入費が含まれているものに限る。以下この項において同じ。）の額に3分の1を乗じて得た額から支援法支援金の額を控除した額（当該額が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額。）。 (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、支援対象者ごとの加算支援金の上限額の欄に掲げる額を超える場合 当該上限額 (2) 45万円未満の場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経費（※）の額から支援法支援金の額を控除した額が45万円以上の場合 45万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経費（※）の額から支援法支援金の額を控除した額が45万円未満の場合 住宅再建経費の額から支援法支援金の額を控除した額	全壊	145万円
			大規模半壊	95万円
	その他の 支援対象 者	支援対象者ごとの住宅再建経費（※）の額に3分の1を乗じて得た額（当該額が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額。）。 (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、支援対象者ごとの加算支援金の上限額の欄に掲げる額を超える場合 当該上限額 (2) 45万円未満の場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経費（※）の額が45万円以上の場合 45万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経費（※）の額が45万円未満の場合 支援対象経費の額	全壊	295万円
			大規模半壊	245万円
			半壊	145万円
			準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）又は床上浸水	45万円
2 被災 住宅又は 被災住宅 に代わる 住宅の補 修	支援法支 援金を受 けること ができる 支援対象 者	支援対象者ごとの住宅再建経費（※）（補修費が含まれているものに限る。以下この項において同じ。）の額に3分の1を乗じて得た額から支援法支援金の額を控除した額（当該額が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額。）。 (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、支援対象者ごとの加算支援金の上限額の欄に掲げる額を超える場合 当該上限額 (2) 45万円未満の場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経費（※）の額から支援法支援金の額を控除した額が45万円以上の場合 45万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経費（※）の額から支援法支援金の額を控除した額が45万円未満の場合 住宅再建経費の額から支援法支援	全壊	95万円
			大規模半壊	55万円

		金の額を控除した額		
	その他の 支援対象 者	支援対象者ごとの住宅再建経費（※）の額に3分の1を乗じて得た額（当該額が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額。）。 (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、支援対象者ごとの加算支援金の上限額の欄に掲げる額を超える場合 当該上限額 (2) 45万円未満の場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経費（※）の額が45万円以上の場合 45万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経費（※）の額が45万円未満の場合 支援対象経費の額	全壊	195万円
			大規模半壊	145万円
			半壊	145万円
			準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）又は床上浸水	45万円
3 被災住宅に代わる住宅の賃借	支援法支援金を受けられることができる支援対象者	支援対象者ごとの住宅再建経費（※）（建替又は購入費及び補修費が含まれていないものに限る。以下この項において同じ。）の額に3分の1を乗じて得た額から支援法支援金の額を控除した額（当該額が次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次の各号に定める額。）。 (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、支援対象者ごとの加算支援金の上限額の欄に掲げる額を超える場合 当該上限額 (2) 20万円未満の場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経費（※）の額から支援法支援金の額を控除した額が20万円以上の場合 20万円 イ 支援対象者ごとの住宅再建経費（※）の額から支援法支援金の額を控除した額が20万円未満の場合 住宅再建経費の額から支援法支援金の額を控除した額	全壊	70万円
			大規模半壊	35万円
	その他の 支援対象 者	支援対象者ごとの住宅再建経費（※）の額に3分の1を乗じて得た額（当該額が次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次の各号に定める額。）。 (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、支援対象者ごとの加算支援金の上限額の欄に掲げる額を超える場合 当該上限額 (2) 20万円未満の場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 支援対象者ごとの住宅再建経費（※）の額が20万円以上の場合 20万円 イ 支援対象者ごとの支援対象経費の額が20万円未満の場合 支援対象経費の額	全壊	145万円
			大規模半壊	95万円

（※）「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援補助金」の交付を受けている場合は、住宅再建経費から当該交付額を差し引いた額とする。